

#### 議事要旨(4) 包括利益の表示の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、本日は、これまでの審議を踏まえた個別財務諸表での包括利益の表示等に関する公開草案の文案検討と前回に引き続き包括利益計算書の名称変更について審議されたい旨の説明がなされ、吉岡専門研究員より、審議事項(4)-1～3に基づいて、具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

##### (個別財務諸表での包括利益の表示等に関する文案検討)

- ・ 改正基準を公表するにあたり、第 42-2 項にあるような適用時期を設けないこととするという表現には違和感を覚える。例えば、改正基準は公表した日をもって適用するといった表現のほうがよいのではないか。

##### (包括利益計算書の名称の変更)

- ・ 案 2 を支持する。IASB が IAS 第 1 号を改訂した際、包括利益がより重要な指標であるという誤解を避けるために包括利益計算書の名称を変更した経緯を考慮すれば、現行の名称を変更する案が望ましい。案 3 では 1 計算書方式と 2 計算書方式との区別がつきにくいとの意見があるのであれば、案 2 がよい。
- ・ 前回委員会で意見表明したとおり、案 3 を支持する。十分に審議したうえで今後その方向性を示すべきである。
- ・ 案 1 を支持する。改訂 IAS 第 1 号では、純損益及びその他の包括利益計算書に代えて、包括利益計算書という表題を使用することも規定されており、米国基準では、包括利益計算書という名称を使用していることを考慮すると、包括利益会計基準を公表してから 1 年半程度しか経過していない現状においては、包括利益計算書の名称を変更することは時期尚早である。
- ・ 包括利益計算書という名称が実務において定着しつつあることを考慮することは重要であるが、その名称が示す意味をゼロベースで検討することも重要であると考えている。「計算書」という名称を踏まえた場合、案 2 と案 3 はあくまで 2 つの構成部分を表題としているにすぎないとしているが、厳密に言えば、その他の包括利益も計算されており、「計算書」という名称が示す意味からは案 2 も案 3 も棄却されないように思われる。
- ・ 案 2 もしくは案 3 がベターであるとは考えているものの、2 計算書方式が容認されていることで純損益の重要性は担保されているとも考えることができるため、仮に案 1 の方向性で審議が進んだとしても反対するには至らない。

これらの発言を受けて、新井副委員長（専門委員長）より、次回は本日までの審議を踏まえた包括利益計算書の名称変更に関する事務局案を提示し、包括利益計算書の名称を含め、公開草案の文案検討を引き続き行っていただきたい旨の発言があった。

以 上